

古座川町簡易水道料金表

早見表(口径13mmと20mm)[税込]

1円未満は切り捨て (単位:円)

使用水量 (m ³)	口径	
	13mm	20mm
0~10m ³	1,562	1,584
11m ³	1,727	1,749
12m ³	1,892	1,914
13m ³	2,057	2,079
14m ³	2,222	2,244
15m ³	2,387	2,409
16m ³	2,552	2,574
17m ³	2,717	2,739
18m ³	2,882	2,904
19m ³	3,047	3,069
20m ³	3,212	3,234
21m ³	3,377	3,399
22m ³	3,542	3,564
23m ³	3,707	3,729
24m ³	3,872	3,894
25m ³	4,037	4,059
26m ³	4,202	4,224
27m ³	4,367	4,389
28m ³	4,532	4,554
29m ³	4,697	4,719
30m ³	4,862	4,884
31m ³	5,027	5,049
32m ³	5,192	5,214
33m ³	5,357	5,379
34m ³	5,522	5,544
35m ³	5,687	5,709
36m ³	5,852	5,874
37m ³	6,017	6,039
38m ³	6,182	6,204
39m ³	6,347	6,369
40m ³	6,512	6,534
41m ³	6,677	6,699
42m ³	6,842	6,864
43m ³	7,007	7,029
44m ³	7,172	7,194
45m ³	7,337	7,359
46m ³	7,502	7,524
47m ³	7,667	7,689
48m ³	7,832	7,854
49m ³	7,997	8,019
50m ³	8,162	8,184
51m ³	8,338	8,360
52m ³	8,514	8,536
53m ³	8,690	8,712
54m ³	8,866	8,888
55m ³	9,042	9,064
56m ³	9,218	9,240
57m ³	9,394	9,416
58m ³	9,570	9,592
59m ³	9,746	9,768
60m ³	9,922	9,944
61m ³	10,098	10,120
62m ³	10,274	10,296
63m ³	10,450	10,472
64m ³	10,626	10,648
65m ³	10,802	10,824
66m ³	10,978	11,000
67m ³	11,154	11,176
68m ³	11,330	11,352
69m ³	11,506	11,528
70m ³	11,682	11,704
71m ³	11,858	11,880
72m ³	12,034	12,056
73m ³	12,210	12,232
74m ³	12,386	12,408
75m ³	12,562	12,584

古座川町簡易水道は、毎月20日前後で検針を行い、水道料金を請求させていただいております。(月末ではございません。)

(例)水道料金4月分は3月20日(前後)~4月20日(前後)です。

※1 専用給水装置 (一般家庭用)						
基本料金(1箇月)			超過料金(1m ³ につき)			
口径	基本水量	金額	段階区分			
13mm以上 25mmまで	10m ³ まで	1,300円	使用水量が10m ³ を超え	使用水量が50m ³ を超え	使用水量が100m ³ を	
			50m ³ まで 150円	100m ³ まで 160円	超えるもの 170円	
30mm以上	10m ³ まで	1,300円	使用水量が10m ³ を超え	使用水量が100m ³ を超え	使用水量が500m ³ を	
			100m ³ まで 170円	500m ³ まで 180円	超えるもの 190円	
メーター使用料						
口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm
金額	120円	140円	160円	200円	300円	600円
※2 特別給水装置			※1 専用給水装置とは1戸又は1箇所専用するもので一般家庭のみなさんはこの給水装置となります。 ※2 特別給水装置とは工事その他一時使用するものです。 この表の金額は消費税抜き金額です。			
基本料金(1箇月)		超過料金1m ³ につき				
基本水量	金額	金額				
10m ³ まで	1,900円	190円				

計算例: 専用給水装置 口径13mmで使用水量月20m³の場合
 (基本料金1,300円+超過料金150円×10m³+メーター使用料120円)×1.1(消費税)=3,212円
 (10m³まで) (11m³から20m³)

また、次の①②両方に該当する方につきましては、基本料金が半額になります。

①通常検針日(毎月20日前後に検針をしております。)以外の日で給水開始・休止する方
 ②給水開始・休止する月分の給水量が基本水量(10m³)の2分の1以下(5m³以下)使用の場合

口座振替(引落し)は下記の金融機関で行えます。
 (振替希望の方は、直接金融機関で手続きをお願いします。)

口座振替可能な金融機関
 ・三十三銀行
 ・みくまの農業協同組合
 ・紀陽銀行
 ・ゆうちょ銀行

※ 口座振替日は検針月の翌月の末日に行います。
 (ただし、翌月の末日が土日、祝日など金融機関が休日の場合は、その翌営業日)

新しく水道を開始する方は、初めは納付書(請求書)を送らせていただきます。
 (お支払先は、古座川町役場、保健福祉保健センター、各出張所、上記金融機関の内、ゆうちょ銀行以外でお支払いいただけます。)

問い合わせ先 0735-67-7902
古座川町役場建設課建築水道班まで